

## 「医療に係る事事故例情報の取扱いに関する検討部会」 報告書の概要

平成15年4月15日

- 医療事故情報の取扱いについては、専門家による「医療に係る事事故例情報の取扱いに関する検討部会」（平成14年7月設置）において、被害者の親族や患者支援団体、医療関係団体等からのヒヤリングを含め、10回にわたり検討を行い、4月15日に報告書を取りまとめた。
- 厚生労働省としては、この報告書を受け、予算の確保や教育啓発活動など、必要な施策に取り組むこととしている。

### 1. 事故の発生予防・再発防止のためのシステム作り

- 発生予防・再発防止策を講じるためには、医療現場から「幅広く」、「質の高い情報」を収集し、専門家により分析した上、改善方策医療現場等に提供する必要があること。
- 全ての医療機関を対象に、収集範囲を厳密に区分せず、事事故例等を幅広く収集すること。
- 特に、事故を防止する上で有用な事例については、その範囲を具体的に例示した上で、それに該当する情報については全ての医療機関から報告を強く促す方策を検討すること。
- 併せて、例えば、事故の分析体制が確立されている国立高度専門医療センター、国立病院、国立療養所、大学病院（本院）については、特に、重大な事例の報告を義務付けること。この場合、報告を求める重大な事例の範囲等は、今後、専門家等の意見を聞きながら、早急に検討すべきであること。また、当面、上記の医療機関に報告を義務付けるなどの方針で事事故例の情報の活用を進めるものとするが、今後とも、本制度の充実を検討していくこと。
- 情報の取扱いに際しては、いやしくも防衛医療や萎縮医療に陥ることがないよう、適切な対策を併せて講じていくべきであること。
- 実際の事事故例の収集・分析・提供等は、行政機関ではなく中立的な第三者機関において行うこと。

### 2. 患者・家族からの相談体制の機能充実

- 患者・家族からの苦情や相談等に迅速に対応するため、都道府県等に「医療安全支援センター」を平成15年度から設置し、患者・家族と医療機関の間の信頼関係の構築のための取組を中立的立場から支援していくこと。
- 今後、医療安全に関する知識の普及・啓発や、事事故例情報の収集に係る第三者機関への事故予防上有用な情報の提供を行うなど、一層の機能充実を図ること。

### 3. その他の国の取組等

- (1) 医療安全に関する情報の提供や普及啓発
  - 我が国の医療安全の状況について、広く国民に情報を提供していく。
- (2) 医療従事者に対する教育研修について
  - 医療従事者に対し、事故事例情報等により得られた事故の発生予防・再発防止に関する方策について教育・研修を実施すること。特に、医師や歯科医師については、必修化される臨床研修においても、医療安全に関する研修を充実していくこと。
  - 医療機関等において事故事例等の原因分析や、その改善方策が進むよう、医療機関の安全管理者等に対する研修をさらに充実すること。
- (3) 事故事例情報の活用に関する調査研究の実施
  - 全国的な事故発生状況の把握のため、事故の発生率等を算出する調査研究を実施すること。
  - 国民の適切な医療機関の選択に資する指標の開発に取り組むこと。
  - 調停や斡旋等の裁判外での紛争解決を図る仕組みの在り方に関する調査研究を実施すること。

### 4. 他の対策との関係

- 別途検討されている「診療に関する情報提供の在り方」や「医師等に対する行政処分の在り方」に関する検討との調整を図りつつ、必要な施策を総合的に実施すること。
- 医療関係団体における会員の資質向上のための自浄作用が期待されること。